

(松山市)

市内商店街への出店を ご検討中の皆様へ

最大50万円の奨励金を給付します

松山市商店街出店奨励金



<事業目的>

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、対象となる空き店舗を新たに賃貸し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を開始する事業者に対して奨励金を給付し、支援します。

<主な給付要件>

□ 令和4年10月1日以降に松山市内の商店街等の空き店舗を新たに賃貸していること

※「空き店舗」とは、商店街等の街区内に所在し、店舗として賃貸できる状況ながら、連続して1か月以上商業活動が行われていない店舗等

※「賃貸」とは、申請者と空き店舗所有者等との間で、賃貸借契約等（転貸借契約を含む）を締結することをいう。但し、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。

□ 上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を開始していること

□ 出店する商店街等に所在する商店街組合に加入していること

詳細は、募集要領をご確認ください。

<給付額の算定式>

給付額 = 1ヶ月分の月額賃借料 (給付対象経費) × 1 / 2 以内 (給付率)

但し、50万円を上限とする。

裏面へ

< 申請手順 >

事前準備

① 松山市ホームページへアクセス！

松山市商店街出店奨励金

検索



② 募集要領等で給付要件をチェック！



③ 申請書類(様式)をホームページよりダウンロード！

✓ Word・Excelが使用できる環境をご準備ください。

④ 申請書類を作成



- ✓ 「空き店舗であることの証明書(様式第3号)」は、必ず店舗等の所有者等に作成を依頼してください。
- ✓ 「商店街組合員であることの証明書(様式第4号)」は、必ず商店街組織等に作成を依頼してください。

申請(メールor郵送or窓口)

- ✓ 申請期間は、令和4年10月1日(土)から令和5年3月31日(金)まで
- ✓ 担当者が申請内容を審査
- ✓ 書類に問題が無ければ、通常1か月程度で、指定の口座へご入金

制度詳細については、市ホームページをご確認ください



公式サイト：『松山市出店奨励金』で検索！！

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/syoutennkaisyuttenn.html>

お問い合わせ先：089-948-6548

(松山市 産業経済部 地域経済課)